

## 社会福祉法人みその児童福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みその児童福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員等の報酬等の総額)

第2条 役員等の報酬等の総額は、各年度で2000万円を超えないものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 当法人職員を兼務していない常勤役員等（定款第16条に定める専務理事及び常務理事。以下「常勤役員等」という。）については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等（前号以外の役員等）については、業務に応じた報酬を支給する。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、給与規程の規定に準ずる額
- (3) 常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、給与規程又は嘱託規程に基づく職員給与を支

給している常勤役員及び非常勤役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、年俸規程に定める時期とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議への出席及び法人業務のための出勤をした都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任したのものには、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の勤務予定日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月17日から施行する。

2 役員報酬規程及び役員費用弁償規程は、この規程の施行日に廃止する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額	摘 要
専務理事	年額 750万円以内	年俸規程に基づき、勤務の実態等を勘案して理事長が定める。
常務理事	年額 750万円以内	

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

## (1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	20,000円
上記の外、法人業務のための出勤	20,000円

## (2) 理 事

	日 額
理事会等への出席	20,000円
上記の外、法人業務のための出勤	20,000円

## (3) 監 事

	日 額
理事会及び監事監査等への出席	20,000円
上記の外、法人業務のための出勤	20,000円